

産業成長のための規制緩和 検討状況整理表

項 目	4 地下水の採取		
担当部局	くらし・環境部水利用課		
企業からの意見	・塩水化等の地下水障害を防止するための採取量の規制緩和		
規制の目的・現状	<p>〔目的〕 地下水の採取に伴う障害の防止</p> <p>〔現状〕 揚水量は S55 年に比べ H25 届出量は 66.6%、実績量は 29.7% に減少。水位は直近 10 箇年で横ばいから上昇傾向。塩水化の観測用井戸数は S53 年の 61 箇所から H25 年は 27 箇所へ減少。しかし、沿岸部を中心に水位低下や塩水化が継続しており、取水制限は必要である。</p>		
該当法令等	静岡県地下水の採取に関する条例		
他県の状況 (他県比較)	全国で 21 都府県が地下水採取に関する条例を制定している。		
これまでの見直しの状況	年月	内 容	備 考
	S46.3	「地下水の採取の適正化に関する条例」を制定	3 地域を指定 (岳南、大井川、西遠)
	S50.3	指定地域を追加	4 指定地域となる (岳南、大井川、西遠、中遠)
	S52.8	「静岡県地下水の採取に関する条例」に改定	規制強化
	S55.1	指定地域を追加	5 指定地域となる (岳南、大井川、西遠、中遠、静清)
	H21.2	富士川右岸地域を岳南地域に編入	
見直す場合の手続き	地下水条例等の改正（関係市町・地下水利用対策協議会・事業者の意見聴取、県環境審議会、パブコメあり）		
規制緩和による影響	規制する側	水位は 98 箇所中 5 箇所で下降傾向、塩水化は 242 箇所中 27 箇所で観測され、依然として地下水障害は解消していないため、規制緩和によって地下水障害が拡大する恐れがある	
	規制される側	事業の拡大や、工場の新増設に繋がる可能性がある	
規制緩和の方向性	<p>平成 25～27 年度にかけて県全域で地下水賦存量調査を行い、地下水系別の地下水利用可能量を試算し、この結果に基づいて地下水の障害防止と産業成長等のために有効利用できるような地下水管理の在り方等について順次検討を進める。（取水基準や地域指定の改正を含む）</p> <p><u>※利用可能量が届出量を上回った場合は、緩和について検討を進める。</u></p> <p>なお、届出量については、地域協議会や事業者等に対し、利用実態にあった適切な量に修正するよう経済産業部と連携して働きかける。</p>		
規制を維持する場合はその理由	利用可能量が届出量を下回った場合は、障害の発生が想定されるため維持又は強化について検討を進める。		